様式２

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）基本構想

学校名　秩父市立吉田小学校

１　コミュニティ・スクールの基本的な運営方針

秩父市学校運営協議会規則第２条の通り、本協議会は、学校運営に関して教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進及び連携の強化を進めることにより、学校と保護者及び地域住民との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組んでいく。

２　コミュニティ・スクールの組織

・秩父市立吉田小学校の学校運営協議会は９名とする。

・内訳は、吉田公民館長、町会長協議会、民生児童委員、学識経験者、関係学校、保護者（男女各１名）、龍勢保存会、校長

３　意見交換（熟議）の機会設定計画

・　協議会員の都合も考慮し、年会３回、各学期 1 回程度の学校運営協議会を開催し、熟議を行う。

・　可能な範囲で授業参観日や日曜授業参観等の授業日や運動会、収穫祭、6 年生を送る会等行事のある日に参観を兼ねて実施する。

４　地域連携担当職員と地域コーディネーター

・　日程等の連絡及び調整の学校担当者は、校長とする。

・　学校側で準備する資料等の作成は、校長、教頭とする。

・　学校運営協議会の記録等は、教頭とする。